

いつもの家事が仕事になる！  
生活支援家事ヘルパー・  
家事サポーター養成研修

高齢の方のお宅の掃除や買い物などの手伝い、介助の技術を学ぶ研修です。修了後は、市内の協力団体に登録し、有償ボランティアとして活動することができます。

日時 2月1日(水)・8日(水)・15日(水)  
各回午前9時30分～午後4時

会場 コミュニティセンター研修室  
対象 市内で活動できる18歳以上の方  
定員 10人(申込順)

申込み・問合せ 1月20日(金)までの午前9時～午後5時に「住所、氏名、生年月日、電話番号」を、電話、Eメールまたは直接、高齢福祉介護課介護予防・地域支援係(456)へ  
☎304200@city.hamura.tokyo.jp  
※Eメールで申し込むときは、件名に「生活支援家事ヘルパー・家事サポーター養成研修申込」と記入してください。



募集

令和5年度「はむらん」コミュニティセンター内の利用希望団体募集

貸出場所  
☐老人集会室(定員100人)  
☐第1老人研修室(定員6人)  
☐第2老人研修室(定員10人)  
貸出時間帯  
☐午前：午前9時～正午  
☐午後：午後1時～4時30分  
☐夜間：午後5時30分～10時

対象団体 市内在住の60歳以上の方5人以上で構成するサークル  
利用料 無料  
※必要書類は高齢福祉介護課高齢福祉係で配布します。今年度利用している団体には、連絡責任者に送付します。

※利用の決定について、1月18日(水)午後1時30分から、調整会議を行います。調整が必要な団体には連絡します。  
申込み・問合せ 12月16日(金)午後5時までに、必要書類を直接、高齢福祉介護課高齢福祉係(176)へ

「コミュニティバス「はむらん」」に  
広告を出しませんか

コミュニティバス「はむらん」は、毎日市内を走り、年間約18万人の方が利用しています。



市民の足として地域に密着する「はむらん」に広告を掲載しませんか。

車内広告

「はむらん」全4コースの中からコースを選んで、広告を掲載することができます。

掲載期間 1か月単位  
費用 1コース1枠3千円  
規格 B3版横(縦364mm×横515mm)以内  
掲載場所 窓上・中吊りが選べます。



※申込みは、随時受け付けています。

車内アナウンス広告

「はむらん」全4コースの中からコースを選んで、好きなバス停で放送することが出来ます(距離が短いなどの理由により、一部放送できないバス停があります)。

期間 1年単位(令和5年4月～令和6年3月)  
費用 1コース1バス停6万円

規格 原則60文字以内(平仮名換算)  
申込み 2月28日(火)までに、西東京バス(株)五日市営業所青梅支所へ  
☎0428-3210621  
/都市計画課都市計画係(288)

「はむらん」オリジナル時刻表を  
作りませんか

いつものスーパー、病院など、あなたがよく使うルートだけの「わたしの時刻表」を、無料で作ります。

時刻表の見方や乗継方法などが分かりにくいという方は、ぜひ申し込んでください。



は誰にでも起こり得ることで、特別なことではありません。

市では、相談内容に応じて、東京都と連携し、関係機関や専門機関である「東京都ひきこもりサポートネット」を紹介しています。また「生活自立相談窓口」では、経済的に困窮している方を対象に、経済的なことや日常生活・社会生活に関する困りごとについての相談に応じています。ひきこもりについての相談も可能です。

問合せ  
○おおむね15～34歳の方：子育て支援課児童青少年係(263)  
○おおむね35歳以上の方：生活自立相談窓口(社会福祉課庶務係)(107)

稲刈りのお手伝いをしたよ!

根がらみ前水田で会った園児たち。春に自分たちが植えたお米の収穫を手伝っていました。小さな手で稲の束を運び姿がほほ笑ましく、思わずシャッターを押しました。



みんなで徹底しよう「三ない運動」

- 政治家は有権者に寄附を贈らない!
- 有権者は政治家に寄附を求めない!
- 政治家から有権者への寄附は受け取らない!

問合せ 選挙管理委員会事務局(684)



税金

令和5年度 償却資産申告書を送付します

令和5年1月1日(賦課期日)に市内で事業を行っている個人または法人の方は、その事業を営むために所有している機械や器具、備品、駐車場設備や賃貸住宅の外構などの償却資産について、1月31日(火)までに申告を行ってください。

令和4年度以前に償却資産申告書を提出している方には、12月上旬に令和5年度償却資産申告書を送ります。申

相談

ひきこもり相談を受け付けています

「ひきこもり」とは、さまざま必要なことによって社会的な参加の場がせぼまり、就労や就学などの自宅以外での生活の場が長期間にわたって失われている状態のことです。「ひきこもり」

12～1月は寄附禁止PR  
強化期間(冬期)

選挙

寄附禁止のルールを守って明るい選挙を実現しましょう。

政治家が選挙区内の方にお金や物を贈ることは法律で禁止されています。また、有権者が政治家に対し寄附を求めることも禁止されています。

状況により、施設が休館したり、事業などが変更・延期・中止になる場合があります。最新情報は、市公式サイト・各施設のウェブサイトなどで確認してください。